

平成28年1月4日から 妊産婦の有効期間の延長の 手続きができます

三重県では、「おもいやり駐車場利用証制度」の有効期間について、妊娠初期の母体保護とともに、子ども、子育て中の方の外出を支援するため、有効期間の始期は「産前4か月から」を「母子健康手帳取得時から」、終期は「産後6か月まで」を「産後1年6か月まで」に平成28年1月4日から、それぞれ拡大することとしました。

平成27年12月末日までに利用証を交付された方については、平成28年1月4日以降に有効期間の延長の手続きが可能となります。（平成27年中の申請はできません。）※ただし、利用証に書かれた有効期限が平成26年12月以前の方は対象となりません。

詳しくは裏面をご覧ください。



◎利用証に書かれている有効期限が、平成27年1月から平成27年12月までの方

平成28年1月4日までに期限が切れるため、**新規申請となります。**

市町もしくは県の窓口で、新規申請の手続きを行ってください。

(母子健康手帳をお持ちください。)

◎利用証に書かれている有効期限が、平成28年1月以降の方

新しい有効期間のシールをお渡しします。

以下のいずれかの方法で申請をお願いします。

(申請書については、平成27年12月以降に市町および県の窓口に配架するとともに、
県ホームページ (<http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/>) に公開予定です。)

なお、**いずれも市町では手続きができませんのでご注意ください。(亀山市、大紀町を除く。)**

①窓口申請の場合

以下の県地域福祉課(本庁)、福祉事務所、保健所の窓口で申請ができます。

即日交付可能です。**母子健康手帳とお持ちの利用証を必ず持参してください。**

利用証をなくされた方は、即日交付ができません。後日郵送での対応となります。

(受付時間は、月曜日～金曜日までの8:30～17:00(祝祭日を除く)です。)

	場所
健康福祉部地域福祉課(本庁)	津市広明町13(本庁舎4階)
北勢福祉事務所	四日市市新正4-21-5(四日市庁舎2階)
鈴鹿保健所	鈴鹿市西条5-117(鈴鹿庁舎2階)
津保健所	津市桜橋3-446-34(津庁舎5階)
松阪保健所	松阪市高町138(松阪庁舎2階)
多気度会福祉事務所	伊勢市勢田町628-2(伊勢庁舎1階)
伊賀保健所	伊賀市四十九町2802(伊賀庁舎2階)
紀北福祉事務所	尾鷲市坂場西町1-1(尾鷲庁舎2階)
紀南福祉事務所	熊野市井戸町383

※亀山市、大紀町にお住まいの方については

亀山市総合保健福祉センターあいあい高齢障がい支援室(4番窓口)

大紀町健康福祉課で手続きが可能です。

②郵送申請の場合

申請書、母子健康手帳の写しおよび82円切手を貼付した封筒を同封の上、下記の宛先に送付してください。確認後、普通郵便で送付します。

送付先：〒514-8570(住所は不要です。)

三重県健康福祉部地域福祉課ユニバーサルデザイン班

お問い合わせ先

三重県健康福祉部地域福祉課ユニバーサルデザイン班

電話：059-224-3349

FAX：059-224-3085

E-mail：ud@pref.mie.jp